



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 4月 9日 金曜日 第1548号

## ◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等  
の変更の許可申請の概要（2件）..... 413

医師の指定..... 415

指定医師の所在地の変更..... 415

指定医療機関の所在地の変更..... 415

町営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 415

村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）..... 415

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... 416

家畜人工授精師の免許証の交付..... 416

公有水面埋立免許..... 417

公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 418

基本測量の実施の通知..... 418

基本測量の終了の通知（2件）..... 419

道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）..... 419

道路の区域変更（県道大平砥部線）..... 419

道路の供用開始（ " ）..... 419

道路の区域変更（県道松山北条線）..... 420

道路の供用開始（ " ）..... 420

道路の供用開始（一般国道494号）..... 420

道路の区域変更（一般国道440号）..... 420

道路の供用開始（ " ）..... 420

道路の区域変更（県道上尾峠久万線）..... 421

道路の供用開始（ " ）..... 421

道路の区域変更（県道永木内子線）..... 421

道路の供用開始（ " ）..... 421

道路の区域変更（一般国道197号）..... 422

道路の供用開始（ " ）..... 422

道路の区域変更（一般国道378号）..... 422

道路の供用開始（ " ）..... 422

道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）..... 422

道路の供用開始（ " ）..... 423

## 公 告

争議行為の通知の公表..... 423

## 人事委員会規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則  
の一部を改正する規則..... 423

## 告 示

### ○愛媛県告示第779号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び波方町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 4月 9日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
大成建設株式会社  
東京都新宿区西新宿一丁目25番1号  
代表取締役社長 葉山 莞児
- 事業場の名称及び所在地  
大成建設・大林組・大本組・森本組・大旺共同企業体  
波方LPG基地作業トンネル工事作業所  
越智郡波方町大字宮崎甲142
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号
- 変更しようとする事項の内容  
汚水等の処理の方法等の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項  
(1) 既設分  
濁水処理施設2

	変 更 前	変 更 後		
処理施設の主要寸法	縦 13メートル 横 10メートル 高さ 4.912メートル	縦 9メートル 横 12メートル 高さ 4.912メートル		
処理施設の能力	1時間当たり100立方メートル処理	1時間当たり60立方メートル処理		
	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,568.1 最大 2,040	通常 1,568.1 最大 2,040	通常 936.7 最大 1,080	通常 936.7 最大 1,080

### (2) 新設分

#### 濁水処理施設3

工事の着手予定年月日	平成16年7月
工事の完成予定年月日	着手後14日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	物理処理 + 化学処理
処理施設の型式	凝集沈殿 + pH調整
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦 12メートル 横 10.5メートル 高さ 5.5メートル
処理施設の能力	1時間当たり 40立方メートル処理
汚水等の処理の方式	凝集沈殿 + pH調整
処理施設の使用時間間隔	連 続

処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 650 最大 650	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.1	通常 0.04 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 631.4 最大 960	通常 631.4 最大 960

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
変更なし

○愛媛県告示第780号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
合鹿製紙有限会社  
四国中央市寒川町2523番地  
代表取締役 曾我部秀樹
- 事業場の名称及び所在地  
合鹿製紙有限会社  
四国中央市寒川町2523番地
- 特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23号イ、ト及びチ
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び汚水等の処理の方法等の変更
- 特定施設に関する事項  
洗滌ポーチャNo.3

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	故紙・パルプ 2~2.4トン	故紙・パルプ 2トン
特定施設の1日当たりの使用時間	16~24時間	12時間
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 255 最大 355	通常 300 最大 340

抄紙施設

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	故紙・パルプ 4~4.8トン	故紙・パルプ 2トン
特定施設の1日当たりの使用時間	16~24時間	12時間
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 670 最大 770	通常 400 最大 450

原料浸せき施設

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	故紙・パルプ 5トン	故紙・パルプ 3トン
特定施設の1日当たりの使用時間	6時間	4時間

6 汚水等の処理施設に関する事項

No.1 排水処理施設

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,600 最大 1,700	通常 1,800 最大 2,000

No.3 排水処理施設

	変 更 前	変 更 後			
処理施設の主要寸法	縦 5.4メートル 横 3メートル 高さ 6.5メートル 直径6.89メートル 高さ7.62メートル	直径6.89メートル 高さ7.62メートル			
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度(水素指数)	通常	9~10	通常 7.0~8.6	通常 9~10	通常 6.8~7.7
	最大	9~10	最大 7.0~8.6	最大 9~10	最大 6.8~7.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 140 最大 150	通常 60 最大 78	通常 140 最大 150	通常 47 最大 61
浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常	200	通常 70	通常 200	通常 56
	最大	300	最大 91	最大 300	最大 73
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 680 最大 880	通常 680 最大 880	通常 850 最大 950	通常 850 最大 950

備考 No.2 排水処理施設、No.4 排水処理施設は廃止

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量  
No.1排水口

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,900 最大 2,100	通常 2,650 最大 2,950

備考 No.2排水口は廃止

○愛媛県告示第781号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。  
平成16年4月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢体不自由・呼吸器・音声又は言語機能障害	内 科	愛媛大学医学部附属病院	森 豊 隆 志	温泉郡重信町大字志津川	平成16年3月29日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・音声又は言語機能障害	"	医療法人社団更生会 村上記念病院	西 野 圭 一 郎	西条市大町739	"
視 覚 障 害	眼 科	医療法人 清家眼科	清 家 恭 三	北条市中須賀126	"

○愛媛県告示第782号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。  
平成16年4月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
池 田 俊 太 郎	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町甲2433-1	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	平成14年6月1日
佐 藤 政 晃	愛媛県立北宇和病院	北宇和郡広見町近永455	さとう内科クリニック	今治市大新田町3-4-8	平成16年3月6日
大久保 房 俊	医療法人青峰会真網代くじらリハビリテーション病院	八幡浜市真網代甲229-5	医療法人青峰会くじら病院	八幡浜市大字五反田1番耕地1046番地1	平成12年4月1日

○愛媛県告示第783号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第23条の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。  
平成16年4月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
市立大洲病院	大洲市大洲810-1	大洲市西大洲甲570	平成9年4月1日

○愛媛県告示第784号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、城川町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・池野々地区)の施行に平成16年3月26日同意した。  
平成16年4月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第785号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、津島町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・芳原地区)の施行に平成16年3月26日同意した。  
平成16年4月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第786号

朝倉村から協議のあった村営土地改良事業(ほ場整備事業・古谷下地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
平成16年4月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 村営土地改良事業（ほ場整備事業・古谷下地区）計画書の写し
  - (2) 朝倉村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月12日から平成16年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
朝倉村役場

- 2 縦覧期間  
平成16年4月12日から平成16年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
朝倉村役場

○愛媛県告示第787号

朝倉村から協議のあった村営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・古谷下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 村営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・古谷下地区）計画書の写し
  - (2) 朝倉村営土地改良事業等の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月12日から平成16年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
朝倉村役場

○愛媛県告示第789号

菊間町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・明田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・明田地区）計画書の写し
  - (2) 菊間町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月12日から平成16年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
菊間町役場

○愛媛県告示第788号

朝倉村から協議のあった村営土地改良事業（農業用道路整備事業・古谷下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 村営土地改良事業（農業用道路整備事業・古谷下地区）計画書の写し
  - (2) 朝倉村営土地改良事業等の経費の賦課徴収に関する条例の写し

○愛媛県告示第790号

菊間町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備及び暗渠排水事業・明田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 町営土地改良事業（ほ場整備及び暗渠排水事業・明田地区）計画書の写し
  - (2) 菊間町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年4月12日から平成16年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
菊間町役場

○愛媛県告示第791号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	免許年月日	家畜の種類	免許資格	本籍地	現住所	氏名 生年月日
第1775号	平成16年4月9日	牛	家畜人工授精の業務	香川県	松山市下伊台町1553番地	吉田 亜希子 昭和60年2月15日

第1776号	平成16年4月9日	牛	家畜人工授精 の業務	愛 媛 県	今治市栄町四丁目1番地6	池 内 卓 昭和53年1月21日
--------	-----------	---	---------------	-------	--------------	---------------------

### ○愛媛県告示第792号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

越智郡生名村56番、57番、58番、59番、60番、61番及び62番から同村65番を経て同村73番に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の1点から26点までを順次直線で結んだ線並びに26点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.85メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡生名村67番2の生名港浦辺物揚場に設置された金属鈔）は、北緯34度15分52秒、東経133度11分09秒の地点

1点は、基点から真北173度19分21秒113.88メートルの地点

2点は、1点から真北58度24分59秒5.93メートルの地点

3点は、2点から真北70度13分18秒1.18メートルの地点

4点は、3点から真北160度25分02秒7.01メートルの地点

5点は、4点から真北162度09分42秒5.64メートルの地点

6点は、5点から真北164度52分52秒4.73メートルの地点

7点は、6点から真北167度41分19秒3.47メートルの地点

8点は、7点から真北171度18分35秒6.16メートルの地点

9点は、8点から真北178度37分32秒6.06メートルの地点

10点は、9点から真北182度16分48秒5.08メートルの地点

11点は、10点から真北185度23分05秒4.35メートルの地点

12点は、11点から真北191度00分56秒11.03メー

ルの地点

13点は、12点から真北187度08分35秒9.15メートルの地点

14点は、13点から真北185度37分50秒4.81メートルの地点

15点は、14点から真北94度27分43秒1.51メートルの地点

16点は、15点から真北184度14分05秒4.10メートルの地点

17点は、16点から真北274度30分11秒1.49メートルの地点

18点は、17点から真北182度15分29秒5.09メートルの地点

19点は、18点から真北179度51分09秒1.18メートルの地点

20点は、19点から真北178度06分28秒4.00メートルの地点

21点は、20点から真北175度40分26秒4.54メートルの地点

22点は、21点から真北172度04分35秒7.27メートルの地点

23点は、22点から真北167度04分58秒6.95メートルの地点

24点は、23点から真北163度25分40秒9.13メートルの地点

25点は、24点から真北161度19分56秒8.28メートルの地点

26点は、25点から真北148度16分50秒7.69メートルの地点

ウ 面積

1.883.15平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡生名村56番、57番、58番、59番、60番、61番及び62番から同村65番を経て同村73番に至る間の地先公有水面

イ 区域

次のA点からT点までを順次直線で結んだ線及びT点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡生名村67番2の生名港浦辺物揚場に設置された金属鈔）は、北緯34度15分52秒、東経133度11分09秒の地点

A点は、基点から真北162度36分15秒111.66メートルの地点

B点は、A点から真北165度48分54秒28.50メートルの地点

C点は、B点から真北185度11分59秒31.10メートルの地点

D点は、C点から真北184度50分27秒28.29メー

ルの地点

E 点は、D 点から真北 165 度04分51秒 28.34 メートル

ルの地点

F 点は、E 点から真北 146 度44分10秒9.65メートル

の地点

G 点は、F 点から真北 230 度51分32秒 14.76 メートル

ルの地点

H 点は、G 点から真北 340 度29分17秒6.75メートル

の地点

I 点は、H 点から真北 313 度27分02秒 10.93 メートル

ルの地点

J 点は、I 点から真北 329 度40分11秒 44.78 メートル

ルの地点

K 点は、J 点から真北 352 度24分24秒 38.01 メートル

ルの地点

L 点は、K 点から真北15度02分28秒5.74メートルの

地点

M 点は、L 点から真北34度39分56秒 14.36 メートル

の地点

N 点は、M 点から真北30度16分56秒8.11メートルの

地点

O 点は、N 点から真北13度02分55秒5.64メートルの

地点

P 点は、O 点から真北 1 度09分33秒5.06メートルの

地点

Q 点は、P 点から真北58度24分59秒5.93メートルの

地点

R 点は、Q 点から真北70度13分18秒1.18メートルの

地点

S 点は、R 点から真北65度04分40秒6.02メートルの

地点

T 点は、S 点から真北 162 度00分40秒2.14メートル

の地点

ウ 面積

3,636.60平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 1,710平方メートル

護岸用地 約 150平方メートル

水路用地 約 20平方メートル

4 埋立免許年月日

平成16年3月29日

○愛媛県告示第 793 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、瀬戸町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

瀬戸町

西宇和郡瀬戸町三机乙3003番地 6

代表者 町長 井上善一

西宇和郡瀬戸町大江55番地

2 埋立区域

(1) 位置

西宇和郡瀬戸町川之浜2338番 3 の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに1点と1点とを結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（西宇和郡瀬戸町川之浜2615番 1 地先の導流堤内の金属鉸）は、北緯33度25分30秒、東経 132 度13分13秒の地点

1 点は、基点から真北 207 度07分17秒133.05メートルの地点

2 点は、1 点から真北10度54分50秒 11.12 メートルの地点

3 点は、2 点から真北26度37分17秒9.30メートルの地点

4 点は、3 点から真北 158 度47分47秒 51.38 メートルの地点

5 点は、4 点から真北68度47分47秒3.10メートルの地点

6 点は、5 点から真北 158 度47分47秒1.50メートルの地点

7 点は、6 点から真北 248 度47分47秒1.00メートルの地点

8 点は、7 点から真北 158 度47分47秒2.80メートルの地点

9 点は、8 点から真北68度47分47秒1.00メートルの地点

10 点は、9 点から真北 158 度47分47秒1.57メートルの地点

11 点は、10 点から真北 203 度26分11秒3.61メートルの地点

(3) 面積

346.94平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年12月27日 愛媛県指令13港第 872 号

4 しゅん功認可年月日

平成16年4月9日

○愛媛県告示第 794 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000）地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成16年4月15日から平成17年3月25日まで

3 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第795号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年5月12日から  
平成16年3月23日まで
- 3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第796号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（世界測地系への移行に伴う基準点改測作業）
- 2 作業期間 平成15年10月6日から  
平成16年3月23日まで
- 3 作業地域 南宇和郡城辺町、御荘町、一本松町

○愛媛県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	多喜浜泉川線	新居浜市郷五丁目甲107番3から 同市郷五丁目甲51番2まで	平成16年4月9日

○愛媛県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大平砥部線	伊予市下唐川字猪ノ谷乙123番2地先から 同市下唐川字京野乙124番6地先まで	旧	メートル 16.2~20.4	キロメートル 0.030	
			新	16.2~23.2	0.030	
"	"	伊予市下唐川字京野乙125番1地先から 同字乙127番4地先まで	旧	18.4~28.0	0.079	
			新	21.8~49.0	0.079	

○愛媛県告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大平砥部線	伊予市下唐川字猪ノ谷乙123番2地先から 同市下唐川字京野乙124番6地先まで	平成16年4月9日
"	"	伊予市下唐川字京野乙125番1地先から 同字乙127番4地先まで	"

## ○愛媛県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山北条線	北条市西谷字黒土乙241番4から 同字乙239番3まで	旧	メートル 6.0～9.2	キロメートル 0.057	
			新	13.8～36.0	0.055	

## ○愛媛県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	北条市西谷字黒土乙241番4から 同字乙239番3まで	平成16年4月9日

## ○愛媛県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡面河村笠方1531番3から 同村笠方1531番1地先まで	平成16年4月9日

## ○愛媛県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字本村2368番2から 同字2365番3まで	旧	メートル 9.4～25.6	キロメートル 0.029	
			新	24.7～38.6	0.029	

## ○愛媛県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行



道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字本村2368番2から 同字2365番3まで	平成16年4月9日

## ○愛媛県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	伊予郡広田村満穂920番2から 同村満穂902番2まで	旧	メートル 12.5～23.0	キロメートル 0.198	
			新	14.0～39.2	0.198	

## ○愛媛県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	伊予郡広田村満穂920番2から 同村満穂902番2まで	平成16年4月9日

## ○愛媛県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	永木内子線	伊予郡中山町大字中山未939番2から 同大字8号490番1まで	旧	メートル 5.5～6.1	キロメートル 0.039	
			新	21.7～55.0	0.039	

## ○愛媛県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	永木内子線	伊予郡中山町大字中山未939番2から 同大字8号490番1まで	平成16年4月9日

## ○愛媛県告示第809号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	197号	八幡浜市大字大平1番耕地849番1地先から 同大字1番耕地307番3地先まで	旧	メートル 24.4～32.0	キロメートル 0.127	
			新	26.4～37.0	0.127	

## ○愛媛県告示第810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	八幡浜市大字大平1番耕地849番1地先から 同大字1番耕地307番3地先まで	平成16年4月9日

## ○愛媛県告示第811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	西予市三瓶町下泊字クホウラ1954番2から 同字1959番3まで	旧	メートル 6.0～12.3	キロメートル 0.015	
			新	14.2～20.4	0.015	

## ○愛媛県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市三瓶町下泊字クホウラ1954番2から 同字1959番3まで	平成16年4月9日

## ○愛媛県告示第813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡肱川町大字山鳥坂4261番3	旧	メートル 4.7～6.4	キロメートル 0.027	
			新	6.9～10.9	0.027	

## ○愛媛県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡肱川町大字山鳥坂4261番3	平成16年4月9日

## 公 告

## ○公 告

## 争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成16年3月29日あったので公表する。

平成16年4月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成16年度賃金引き上げ、その他に関する事項
- 2 日時 平成16年4月12日正午から本問題が解決に至るまでの期間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院  
(今治市高市甲786-13)  
財団法人正光会宇和島病院  
(宇和島市柿原1280番地)
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

## 人事委員会規則

## ○愛媛県人事委員会規則7-994

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年4月9日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

## 職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則（愛媛県人事委員会規則7-989）の一部を次のように改正する。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の見出しを削り、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の見出し及び1項を加える。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条の規定により大学院修学休業をし、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第2条第3項第1号に規定する職員派遣をされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係る改正後の職員の通勤手当の支給等に関する規則第18条の4第2項の規定の適用については、同項中「属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）」とあるのは、「属する月」とする。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則附則第2項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

